

第10回 日高町健康まつり

【と き】 10月18日(日) 10:00~15:00

【と ころ】 門別総合町民センター



☆講演会☆ 13:30~15:00

【演 題】

「寝たきり予防のウォーキング」

【講 師】

札幌医科大学 名誉教授 石井清一 氏

☆オープニングセレモニー☆

今年も富川中学校吹奏楽部の皆さんが演奏で盛り上げてくれます！

☆ひだかカード☆

来場者ポイント100ポイントをプレゼントします！
お持ちの方はカードをお忘れなく！！
新規のカードも発行できます。

☆ヘルシー試食☆

保健推進員手作り！ヘルシー試食を限定で提供いたします！！
地場のものを使った推進員のおいしいご飯を食べに来てください。

☆タクティールケア☆

体験したことはありますか？独特な緩和ケアの一種で、
きっと癒されることでしょう。ぜひお越しください。

☆介護予防コーナー(門別地域包括支援センター)☆

ロコモティブシンドロームの診断の他、介護相談も受け付けています。

☆お楽しみ抽選会☆

講演会後には豪華景品が当たるチャンスが！！最後まで参加するべき！！



☆作業療法コーナー☆

転倒に関するチェックの他、転倒予防体操などを体験することができます。

☆特産品コーナー☆

販売を行っています。売り切れ御免の早い者勝ちですのでお早めどうぞ。

☆出張型

子育て支援センターわくわく館☆
保育士も常駐していますので、親子でご利用ください。

☆がん予防コーナー☆

乳がん触診体験ができるモデル等の展示・大腸がんクイズラリーを行います！
クイズとアンケートに回答をしていただいた方には粗品を用意しています！

協力：NPO法人プレイブサークル運営委員会

☆フリーマーケット出店募集！先着5店！！☆

会場内にフリーマーケットコーナーを設置します。日高町民の方で出店したい方は、下記へお申し込みください。

【申込先】日高町社会福祉協議会 01456-2-6670

☆日高地区から送迎バスがでます☆

<行き> 8:30発 日高総合支所前

<帰り> まつり終了後 門別総合町民センター前発

送迎バスを利用する方は、10月13日(火)までにお申し込みください。

定員に達した場合はご遠慮いただく場合もありますので、ご了承ください。

【申込先】日高総合支所地域住民課 01457-6-3173



このほかにも毎年大人気の計測機械コーナーをはじめ、健康相談コーナーや町立病院コーナーなどたくさんのコーナーを用意しています。

今年で10回目を迎える健康まつりにぜひお越しください！

平成27年度 「臨時福祉給付金」のご案内

臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率の引上げによる影響を緩和するため、昨年度に引き続き、所得の低い方々に対して暫定的・臨時的な措置として実施します。

この給付金を受け取るためには、平成27年1月1日時点で「住民票」のある市町村への申請が必要となります。(市町村により受付期間や給付の時期が異なります。)

支給金額は、一人につき6,000円です。(昨年度と異なります。また、加算措置はありません。)

●日高町の申請受付期間 平成27年9月28日(月)～平成27年12月28日(月)

●申請書等の郵送について

○9月27日現在で、平成27年度分の町民税が課税されていない方のいる世帯等へ申請書等を郵送することとしております。

制度上、税の申告をされていない方にも申請書等を発送いたしますが、申請される場合は、役場税務課で確定申告をされてから申請するようにしてください。(支給後に対象外であることが判明する事態を避けるため。)

なお、申請書を郵送した方でも申請書を受付し審査した結果、支給要件を満たさない場合は支給対象とならない(不支給)ことがあります。

○申請書等が郵送されなかった方で、ご自分が支給対象となるのではないか(または、どちらか分からない)という場合は、役場健康福祉課 福祉・子育て支援グループ(電話 01456-2-6183)へご連絡ください。申請書等を郵送いたします。

●支給要件(給付金を受けられる方) ※次の全ての要件を満たすことが必要です。

○平成27年度の町民税が課税されていない方

※ただし、課税されている方の扶養親族(同居・別居にかかわらず)となっている場合は支給対象外となります。町外在住の方の扶養親族になっている場合は、町外の方が非課税であることの確認をします。

※16歳未満の方が、税の申告において扶養親族とされていない場合であっても、生計を同一にする保護者がいる場合は支給対象外となります。

○基準日(平成27年1月1日)時点で、生活保護法の被保護者となっていない方

●申請方法

○給付金の申請をされる場合は、郵送した「説明書類」を必ずご覧いただき、「申請書」に必要事項を記入・印鑑を押印され、「証明書類」を添えて同封の返信用封筒(送料無料)にて返送されるか、役場各窓口へご持参願います。

※証明書類のコピーが必要な場合は、提出の際に各窓口へお申し出ください。

●申請書受付窓口

役場健康福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所 地域住民課

●ご注意ください

○申請期限を過ぎた場合は、給付金を受け取れなくなりますので、必ず期限内に申請するようにしてください。

○支給対象になるかどうか、課税情報等につきましては、お電話ではお答えできません。

◎担当等になりました「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

【担当窓口・お問い合わせ】

<給付金の申請に係るご質問やご相談については>

日高町役場 健康福祉課 福祉・子育て支援グループ(電話 01456-2-6183)

<町民税の申告・課税については>

日高町役場 税務課 課税グループ(電話 01456-2-6184)